

このようなことで 困っていたら…

性犯罪

無理やり
性的な行為をされた、
裸の写真を撮られたり、
ばらまくと脅された、
など

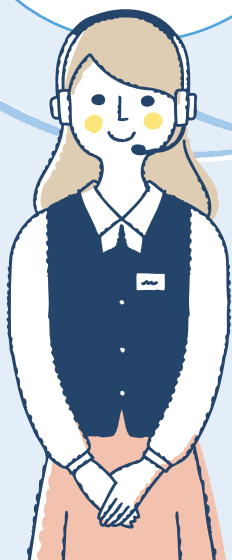
生命・身体に 対する被害

殴られてケガを負った、
危害を加えると脅された、
強盗にあい、ケガをした、
など

相手方の 過失による被害

車にひかれ大ケガを負った、
家族が事故にあい亡くなった
など

まずは
法テラスに
お電話ください。
一人ひとりにあった
支援の形をお探し
します。



日本司法支援センター 法テラスの犯罪被害者支援

このQ&Aは、法テラスに寄せられた質問と、それに対する一般的な回答の一部を掲載しています。
もっと知りたい場合は、お気軽にお問合せください。

法テラスでは

被害者支援を行っている窓口や、
損害の回復や苦痛の軽減のための制度などをご案内します。

速やかに法律相談を行う必要がある場合は、
弁護士を紹介します。

経済的に余裕のない方は、無料で弁護士に相談したり、
依頼する費用の援助制度が利用できます。



《お問合せ先》

犯罪被害者支援ダイヤル

お問合せ無料 な く こ と な い よ

 **0120-079714**

※IP電話からは、03-6745-5601

(平日) 9:00～21:00

(土曜) 9:00～17:00 (日曜祝日・年末年始休業)

お近くの法テラス

全国の「法テラス」の連絡先はホームページから
ご確認ください。

法テラス 検索



犯罪被害者支援Q&A 刑事手続



法テラスの
犯罪被害者支援
はこちらから



日本司法支援センター
法テラス

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

Q1 捜査はどのように進められるのでしょうか。



通常、警察官が中心となって捜査を行い、被害者などから事情聴取をしたり、被疑者を特定し、取り調べたりして、犯罪に関する証拠を収集します。必要があれば、逮捕・勾留して被疑者の身体を拘束します。

その後、警察官は、書類や証拠物とともに、事件を検察官に送致(送検)し、検察官は、被疑者を起訴するかどうか判断します。

Q2 犯罪被害に関して、弁護士はどのような支援をしてくれるのですか？



本人に代わって民事上の損害賠償、告訴、警察官・検察官との折衝、裁判への付添・代理、報道機関に対する対応など、様々な支援を行います。

Q3 加害者から示談の申入れがありました。応じるべきですか？また、金額はいくらが妥当ですか？



示談とは、裁判手続によらず、当事者同士の話し合いで解決とすることです。

そのため当事者が納得できる金額であれば良いことになります。示談に応じるか、また金額はいくらが妥当かなどは、弁護士、司法書士に相談することをお勧めします。

Q4 損害賠償命令とは何ですか？



刑事事件を担当した裁判所が、有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができる制度です。

刑事事件の訴訟記録が利用されるため、新たに民事訴訟を起こすより負担が軽く済みます。この制度の対象となる犯罪に該当する場合に利用できます。

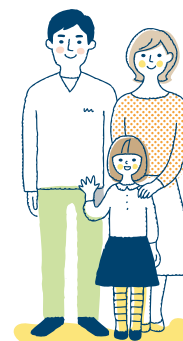
Q5 弁護士に相談したり依頼したいのですが、費用を支払えるか不安です。

法テラスには、弁護士へ相談したり、費用の援助を受けられる様々な制度があります。



DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待を受けている方を、いち早く弁護士につなぎ、法律相談を実施します。

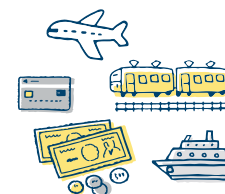


日弁連委託援助

犯罪被害を受けた方や子どもを対象に、行政・裁判手続などに関する弁護士費用を援助します。

「被害者参加人」のための国選弁護制度

一定の犯罪の被害者などが、刑事裁判に直接参加することができる制度(被害者参加制度)があり、経済的に余裕のない方でも弁護士による援助が受けられるように、国がその費用を負担します。



被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費等を支給します。